

寫眞攝影可仕候

弊社義從來寫眞出張撮影に應じ居り候處益々御註文増加候に付今般諸
彦の御便利を計り寫眞技師數名を聘し一層勉強迅速に御用に應すべく
候間御註文被下度候

東京市神田區和泉町一番地十四號

東洋銅鐵社

寫眞部

明治四十二年二月廿五日印刷
明治四十二年三月一日發行

編輯者 田中辰次郎

印刷者 河合辰太郎

印刷所 凸版印刷株式會社

東京市神田區和泉町一番地十四號

東洋銅鐵社



第二回清遊會

大森八景園

觀櫻運動會

▲主意

吾社は昨四十一年十一月三日天長の佳節をトしま
して銅鐵金物及之に關係ある業者が店員及子弟の
勞を慰めん爲め第一回清遊會江ノ島鎌倉遊覽會を
催しました處業者諸君贊助員の甚大なる同情と援
助とを得まして豫想以上の好果を收め店員子弟諸
君は本社係員の設備其他に不十分の處が有つたに
係らず非常な満足を表して下さつたのは本社が永
遠に忘れ得ない處であります。
處が本年に入りましてから清遊會の第一會を催し
た以上は同じ三天節の一なる四月三日には是非其
其第二會をといふお勤めが頻りで御座いました其
故本社も業者諸君の御好意に酬い店員子弟諸君が
平素勉勵なさるゝ勞を報います爲め來る四月三日
日神武天皇祭をトし第二回清遊會として大森八景
園内に觀櫻運動會を催します時や櫻花眞盛りには
春光人の袖に温かなる可き好時節會員諸君が一
日の清遊を擲になさるには最も好い時では御座い
ませんか。

▲規定

- 一、明治四十二年四月二日(神武天皇祭)
但し同日雨天は翌四日(日曜)
- 一、三日午前六時迄に品川町
八ツ山京濱電車停車場前に參集の事
但し同所に「東洋銅鐵社」と記したる旗
あり其下に參集せらる可し
- 一、會費一人に付金一圓也(前納の事)
但し會費簡收と共に徽章及晝食券をお渡し
申す可し
- 一、十五歳以上の男子たる可き事
- 一、但銅鐵金物及之に關係ある店員徒弟に限る
- 一、申込一切は三月廿日限
- 一、必ず徽章佩用の事
但し會員は赤色、贊助員は白色、係員は紫
色の事
- 一、醫師看護婦同伴の事
- 一、運動順序餘興等の規定は次項に之を記す
- 一、四月三日午前六時卅分八ツ山發車
注意 規定中に在るが如く同日午前六
時迄に必ず參集せらる可し此時刻に後

▲順序

- 一、四月三日午前六時卅分八ツ山發車
- 注意 規定中に在るが如く同日午前六
時迄に必ず參集せらる可し此時刻に後

- 一、午前七時大森八景園着
同時に辨當正宗福引徴を呈す
- 一、午前七時十分 式場にて、式辭及紀
念撮影
- 一、午前七時廿分運動會及
餘興開始
- 一、午後五時閉會
- 一、午後五時十分 八景園にて開散

▲設備

- 一、會員一行の着すと共に煙火六發打揚
- 一、閉會と共に煙火六發打揚
- 一、紀念撮影 會員到着と共に式場に於て式辭を
終り直に紀念撮影
- 一、福引景品渡し
- 一、模擬店
- 一、間子店、甘酒店、おでん店、湯吞所、
- 一、餘興
- 一、大神樂
- 一、カッポレ
- 一、其他種々

▲注意

- 一、會員は可成身輕なる可き事
- 一、集合出發の合圖には呼子笛を用う
- 一、當日は十分活潑を要すれども煩燥ならざるを
要す